

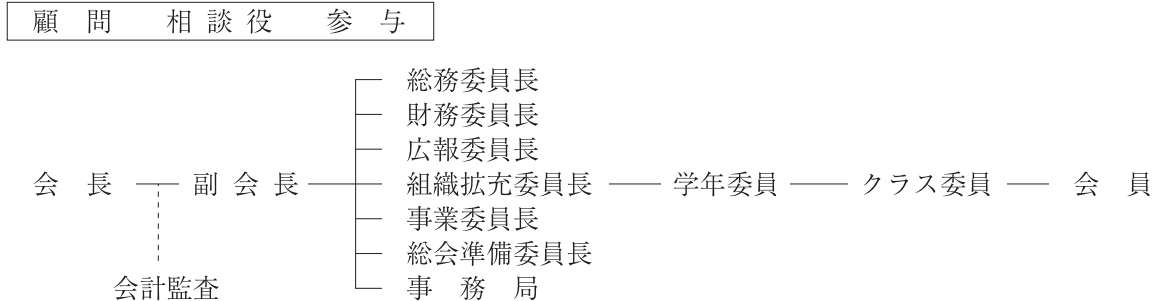
# 法政大学高等学校同窓会規約細則

## 第1条（目的）

規約細則は規約に定めのない事項を掲げ、会の運営を円滑にするためにもうける。

## 第2条（組織）

会の組織機構は次の通りとする。



## 第3条（役員を選出）

規約に定めのない役員を選出は、次の通りとする。

- ① 顧問（元会長）、相談役（元副会長）、参与（元委員長・会計監査）は役員会の推薦により、総会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
- ② 総会準備委員長・副委員長は、総会開催に当たり役員会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

## 第4条（職務分掌）

規約に定めのない職務分掌は、次の通りとする。

役員及び委員長・副会長は、次の職務を分担する。

- 総務・・・総務に関する事項を行う。
- 財務・・・財務、会計に関する事項を行う。
- 広報・・・会報の発行及び広報に関する事項を行う。
- 組織拡充・・・休眠会員の掘り起こしを行う。
- 事業・・・会員の親睦・交流を広げる。
- 総会準備・・・総会準備に関する事項を行う。
- 会計・・・会計事務を行う。
- 事務局・・・会の事務全般を行う。

## 第5条（会議の名称と構成メンバー）

規約に定めのない会議の名称と構成メンバーは、次の通りとする。

- 役員会 会長、副会長、委員長、副委員長、会計監査。  
とくに必要な時は、名誉会長も出席する。
- 代表委員会 各学年の代表委員及び必要のある役員。

## 第6条（入会金及び年会費）

- 入会金 7,000円
- 年会費 3,000円

## 第7条（規約細則の更改）

本規約細則の更改については、総会の承認を得るものとする。

### 付 則

1. 本内部規約細則は昭和54年6月24日から実施する。
2. 規約細則と改称し、平成8年6月29日一部改正
3. 入会金・年会費の変更を平成17年4月10日から実施する。
4. 平成19年6月4日クラス委員総会において名称を一部変更
5. 平成21年11月28日一部改正